

新潟市事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第37号

新潟市事務委任規則の一部を改正する規則

新潟市事務委任規則（昭和44年新潟市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表第5項中第25号を第31号とし、第24号を第30号とし、第23号を第29号とし、同項第22号中「登録票」の次に「又は特定毒物研究者の許可証」を加え、同号を同項第25号とし、同号の次に次の3号を加える。

(26) 政令第36条の4第2項の規定により変更前の主たる研究所の所在地の都道府県知事又は指定都市の長に通知すること。

(27) 政令第36条の4第3項の規定により特定毒物研究者の名簿を変更後の主たる研究所の所在地の都道府県知事又は指定都市の長に送付すること。

(28) 政令第36条の6の規定により特定毒物研究者について、適切な措置をとることが必要である旨を主たる研究所の所在地の都道府県知事又は指定都市の長に通知すること。

別表第1の2の表第5項第21号中「登録票」の次に「又は特定毒物研究者の許可証」を加え、同号を同項第24号とし、同項第20号中「登録票」の次に「又は特定毒物研究者の許可証」を加え、同号を同項第23号とし、同項第19号中「毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この項において「政令」という。）」を「政令」に、「登録票」を「販売業の登録票又は特定毒物研究者の許可証」に改め、同号を同項第22号とし、同項第18号を同項第20号とし、同号の次に次の1号を加える。

(21) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号。以下この項において「政令」という。）第34条の規定により特定毒物研究者の許可証の交付をすること。

別表第1の2の表第5項中第17号を第19号とし、第11号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同項第10号中「販売業」の次に「又は特定毒物研究者」を加え、同号を同項第12号とし、同項第9号中「販売業者」の次に「又は特定毒物研究者」を加え、「登録」を「販売業の登録若しくは特定毒物研究者の許可」に改め、同号を同項第11号とし、同項第8号を同項第10号とし、同項第7号を同項第9号とし、同項第6号中「販売業者」の次に「又は特定毒物研究者」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号中「い
う。）」の次に「又は特定毒物研究者」を加え、同号を同項第7号とし、同項第4号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 法第10条第2項の規定により特定毒物研究者の変更又は廃止の届出を受理すること。

別表第1の2の表第5項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 法第3条の2第1項に規定する特定毒物研究者（以下この項において「特定毒物研究者」という。）の許可をすること。

別表第1の2の表第10項中第12号を第14号とし、第8号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 法第32条第1項の規定により表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。

- (9) 法第32条第2項の規定により勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第1の2の表第11項中第88号を第89号とし、第81号から第87号までを1号ずつ繰り下げ、同項第80号<8>中「第39条の2第2項ただし書」を「第40条の5第1項」に、「実務従事」を「再生医療等製品の販売業」に改め、同項第80号<33>中「<32>」を「<35>」に改め、同号<33>を同号<36>とし、同号<32>中「<31>」を「<34>」に改め、同号<32>を同号<35>とし、同号中<20>から<31>までを<23>から<34>までとし、同号<19>中「及び法第40条の

5第1項」を削り、「<20>から<24>」を「<23>から<27>」に改め、同号<19>を同号<22>とし、同号<18>中「<5>」の次に「及び<9>」を加え、同号中<18>を<21>とし、<10>から<17>までを<13>から<20>までとし、同号<9>中「除く。）」の次に「及び再生医療等製品の販売業者」を加え、「<11>、<12>及び<14>から<17>」を「<14>、<15>及び<17>から<20>」に改め、同号<9>を同号<12>とし、同号<8>の次に次のように加える。

<9> 法第40条の5第4項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新を
 すること。

<10> 法第40条の6第2項ただし書の規定による実務従事の許可をすること。

<11> 法第40条の7第1項において準用する法第10条第1項の規定による休
 廃止等の届出を受理すること。

別表第1の2の表第11項中第80号を第81号とし、第24号から第79号までを1
 号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 法第39条の2第2項ただし書の規定による実務従事の許可をすること。

別表第1の2の表第15項第4号中「規定」の次に「(法第62条第1項において準用
 する場合を含む。）」を加え、「食品、添加物、器具又は容器包装の」を削り、「受ける」
 の次に「べき」を加え、同項第5号及び第6号中「規定」の次に「(法第62条第1項及
 び第3項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第11号中「規定」の次に「(
 法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）」を加え、「営業者」を「
 食品等事業者」に、「食品、添加物、器具若しくは容器包装」を「食品等」に改め、同項
 第12号中「規定」の次に「(法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。))」
 を加え、「営業を」を「又は営業若しくは業務を」に、「又は営業の停止を命ずる」「若
 しくは停止する」に改め、同項第13号中「規定」の次に「(法第62条第1項及び第3
 項において準用する場合を含む。))」を加え、「営業を」を「若しくは営業若しくは業務
 を」に、「業務の停止を命ずる」を「停止する」に改め、同項第15号に次のように加え

る。

ク 新潟県食品衛生条例施行規則（昭和43年新潟県規則第2号）第11条の規定により食品衛生責任者に係る届出を受理すること。

別表第1の2の表第15項に次の1号を加える。

（20） 細則第21条第1項の規定により許可書等を交付すること。

別表第1の2の表第35項第1号オ（ア）中「市内の食品関連事業者と」を「食品関連事業者と」に改め、「関係のある事業者」の次に「（当該事業者の主たる事務所が市の区域内にあるものに限る。）」を加え、同号キ中「市内の食品関連事業者」を「市内の食品関連事業者等」に改め、同項第2号アからカまでの部分以外の部分を次のように改める。

（2） 法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務又は法第15条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務（酒類及びアレルギー等表示事項に係るものを除く。）のうち、次に掲げるもの

別表第1の2の表第35項第2号ア中「すること」の次に「（主たる事務所及び事業所が市の区域内のみにある食品関連事業者に係るものに限る。）」を加え、同号エを次のように改める。

エ 法第8条第1項及び第2項の規定によるもののうち、次に掲げるもの。

（ア） 市内の食品関連事業者及び食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者（その主たる事務所が市の区域内にあるものに限る。）に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関すること。

（イ） 市の区域内にある食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問に関すること。

別表第1の2の表第35項第2号オ中「受け付けること」を「受け付け、同条第3項の規定により必要な調査を行うこと（当該申出の対象が市内の食品関連事業者である場合に限る。）」に改め、同号カを削る。

別表第3の2の表第4項第1号中「許可」の次に「（法附則第2項第1号の許可を除

く。）」を加え、同項第2号を削り、同項第3号中「第4条第5項」を「第4条第8項」に改め、「協議」の次に「（法附則第2項第2号の協議を除く。）」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号中「許可」の次に「（法附則第2項第3号の許可を除く。）」を加え、同号を同項第3号とし、同項第5号中「協議」の次に「（法附則第2項第4号の協議を除く。）」を加え、同号を同項第4号とし、同項第6号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同項第15号を削り、同表第5項第1号中「第7条第4項第2号」を「第7条第4項第1号」に改め、「設備整備計画」の次に「（法第7条第9項第1号に掲げる行為に係るものを除く。）」を加え、同項第2号を削り、同項第3号中「聴取」の次に「（前号に掲げる事務に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第2号とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。